

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令参照条文

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）抄

（目的）

第一条 この法律は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定めることを目的とする。

（経費の基準の算定）

第三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準は、次に掲げる経費の種目について定める。

- 一 投票所経費
- 二 期日前投票所経費
- 三 開票所経費
- 四 選挙会経費及び選挙分会経費
- 五 選挙公報発行費
- 六 候補者氏名等掲示費
- 七 ポスター掲示場費
- 八 演説会施設公営費
- 九 新聞広告公営費
- 十 政見放送公営費及び経歴放送公営費
- 十一 選挙運動用自動車使用公営費
- 十二 通常葉書作成公営費
- 十三 ビラ作成公営費
- 十四 選挙事務所の立札及び看板の類作成公営費
- 十五 選挙運動用自動車又は船舶の立札及び看板の類作成公営費
- 十六 ポスター作成公営費
- 十七 個人演説会場の立札及び看板の類作成公営費
- 十八 事務費
- 十九 不在者投票特別経費
- 二十 在外選挙特別経費

(投票所経費)

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票区 の選挙人の数	区		市		町村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	一六〇、四五六	二七一、二八六	一六四、五二二	二九七、五〇八	一四七、一一四	二五七、九四四
五百人以上千人未満	一七八、一八六	三二一、一八二	一八二、二四二	三三七、四〇四	一六四、八四四	二九七、八四〇
千人以上二千人未満	二二六、一一七	三七二、二七九	二三〇、一七三	三九七、五〇一	一九六、六九二	三五二、八五四
二千人以上三千人未満	二三四、八一	三八九、九七三	二三五、九二五	四〇三、二五三	二二〇、一七三	三九七、五〇一
三千人以上五千人未満	二五八、六九三	四三六、〇二一	二六六、八〇五	四八八、四六五	二四三、六五五	四四三、一四九
五千人以上一万人未満	三〇七、九七六	五二九、六三六	二九九、〇九〇	五四二、九一六	二七五、六〇八	四九七、二六八
一万人以上一万五千人未満	三六二、八六一	六二八、八五三	三五八、〇三一	六六八、三五五	三二八、七九七	六二六、九五五
一万五千人以上二万人未満	四八二、九八二	八八一、九七〇	四九九、二〇六	九八六、八五八	三九九、七一七	七七六、五三九
二万人以上	六一八、八三三	一、一七二、九八三	五七一、一二二	一、一四七、四三七	四七〇、六三六	九三六、一二二

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票区 の選挙人の数	区		市		町村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	八九、八八六	二〇〇、七二六	一〇六、八八四	二三九、八八〇	八九、八八六	二〇〇、七二六
五百人以上千人未満	一〇六、八八四	二三九、八八〇	一三三、八八二	二七九、〇四四	一〇六、八八四	二三九、八八〇
千人以上二千人未満	一二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三三八	三二〇、六五六	一二六、三三〇	二八一、四九二
二千人以上三千人未満	一二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三三八	三二〇、六五六	一四三、三三八	三二〇、六五六
三千人以上五千人未満	一四三、三三八	三二〇、六五六	一七七、三三四	三九八、九八四	一六〇、三三六	三五九、八二〇
五千人以上一万人未満	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六	一七九、七七二	四〇一、四三二
一万人以上一万五千人未満	二二三、七六八	四七九、七六〇	二四七、七六四	五五八、〇八八	二三〇、七六六	五一八、九二四
一万五千人以上二万人未満	三一五、七五六	七一四、七四四	三八三、七四八	八七一、四〇〇	二九八、七五八	六七五、五八〇
二万人以上	四三四、七四二	九八八、八九二	四五二、七四〇	一、〇二八、〇五六	三六六、七五〇	八三二、二三六

- 3 第一項の投票所で、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

投票区 の選挙人の数	区市町村		区		市		町村	
	投票日		平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満			円 一三、八五九	円 一三、七六九	円 一四、三一六	円 一五、四〇八	円 一二、〇五〇	円 一二、九六〇
五百人以上千人未満			一五、一二五	一六、二二七	一六、五八二	一七、八五六	一四、三一六	一五、四〇八
千人以上二千人未満			一八、一一一	一九、三八五	一九、五六八	二一、〇二四	一六、九四二	一八、二一六
二千人以上三千人未満			一八、九二〇	二〇、一九四	一九、五六八	二一、〇二四	一九、二〇八	二〇、六六四
三千人以上五千人未満			二一、五四六	二三、〇〇二	二四、四六〇	二六、二八〇	二一、八三四	二三、四七二
五千人以上一万人未満			二六、〇七八	二七、八九八	二六、七二六	二八、七二八	二四、一〇〇	二五、九二〇
一万人以上一万五千人未満			三一、七七九	三三、九六三	三三、八八四	三六、四三二	三〇、八九八	三三、二六四
一万五千人以上二万人未満			四六、一八四	四九、四六〇	五二、〇二二	五六、〇一六	三九、九六二	四三、〇五六
二万人以上			六二、八五五	六七、四〇五	六一、〇七六	六五、八〇八	四九、〇二六	五二、八四八

- 4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

投票区 の選挙人の数	区市町村		区		市		町村	
	投票日		平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満			円 一一、三三〇	円 一二、二四〇	円 一三、五九六	円 一四、六八八	円 一一、三三〇	円 一二、二四〇
五百人以上千人未満			一三、五九六	一四、六八八	一五、八六二	一七、一三六	一三、五九六	一四、六八八
千人以上二千人未満			一五、八六二	一七、一三六	一八、一二八	一九、五八四	一五、八六二	一七、一三六
二千人以上三千人未満			一五、八六二	一七、一三六	一八、一二八	一九、五八四	一八、一二八	一九、五八四
三千人以上五千人未満			一八、一二八	一九、五八四	二二、六六〇	二四、四八〇	二〇、三九四	二二、〇三二
五千人以上一万人未満			二二、六六〇	二四、四八〇	二四、九二六	二六、九二八	二二、六六〇	二四、四八〇
一万人以上一万五千人未満			二七、一九二	二九、三七六	三一、七二四	三四、二七二	二九、四五八	三一、八二四

一万五千人以上二万人未満	四〇、七八八	四四、〇六四	四九、八五二	五三、八五六	三八、五二二	四一、六一六
二万人以上	五六、六五〇	六一、二〇〇	五八、九一六	六三、六四八	四七、五八六	五一、四〇八

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票区の選挙人の数	区市町村		区		市		町村	
	投票日		平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満			円 一五四、七〇四	円 二六五、五三四	円 一五八、七六〇	円 一九一、七五六	円 一四一、三六二	円 二五二、一九二
五百人以上千人未満			円 一七二、四三四	円 三〇五、四三〇	円 一七六、四九〇	円 三三二、六五二	円 一五九、〇九二	円 二九二、〇八八
千人以上二千人未満			円 二二〇、三六五	円 三六五、五二七	円 二二四、四二二	円 三九一、七四九	円 一九〇、九四〇	円 三四六、一〇二
二千人以上三千人未満			円 二二九、〇五九	円 三八四、二二二	円 二三〇、一七三	円 三九七、五〇二	円 二二四、四二二	円 三九一、七四九
三千人以上五千人未満			円 二五二、九四一	円 四三〇、二六九	円 二六一、〇五三	円 四八二、七二三	円 二三七、九〇三	円 四三七、三九七
五千人以上一万人未満			円 二九六、四七二	円 五一八、一三二	円 二八七、五八六	円 五三二、四二二	円 二六四、一〇四	円 四八五、七六四
一万人以上一万五千人未満			円 三五二、三五七	円 六一七、三四九	円 三四六、五二七	円 六五六、八五一	円 三二七、二九三	円 六〇五、四五一
一万五千人以上二万人未満			円 四七一、四七八	円 八七〇、四六六	円 四八七、七〇二	円 九七五、三五四	円 三八八、二二三	円 七六五、〇三五
二万人以上			円 六〇七、三三九	円 一、一六一、四七九	円 五五九、六一七	円 一、一三五、九三三	円 四五九、一三二	円 九二四、六一八

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票区の選挙人の数	区市町村		区		市		町村	
	投票日		平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満			円 八九、八八六	円 二〇〇、七二六	円 一〇六、八八四	円 二三九、八八〇	円 八九、八八六	円 二〇〇、七二六
五百人以上千人未満			円 一〇六、八八四	円 二三九、八八〇	円 一三三、八八二	円 二七九、〇四四	円 一〇六、八八四	円 二三九、八八〇
千人以上二千人未満			円 一二六、三三〇	円 二八一、四九二	円 一四三、三三八	円 三二〇、六五六	円 一二六、三三〇	円 二八一、四九二
二千人以上三千人未満			円 一二六、三三〇	円 二八一、四九二	円 一四三、三三八	円 三二〇、六五六	円 一四三、三三八	円 三二〇、六五六
三千人以上五千人未満			円 一四三、三三八	円 三二〇、六五六	円 一七七、三三四	円 三九八、九八四	円 一六〇、三二六	円 三五九、八二〇
五千人以上一万人未満			円 一七九、七七二	円 四〇一、四三二	円 一九六、七七〇	円 四四〇、五九六	円 一七九、七七二	円 四〇一、四三二
一万人以上一万五千人未満			円 二二三、七六八	円 四七九、七六〇	円 二四七、七六四	円 五五八、〇八八	円 二三〇、七六六	円 五一八、九二四
一万五千人以上二万人未満			円 三二五、七五六	円 七一四、七四四	円 三八三、七四八	円 八七一、四〇〇	円 二九八、七五八	円 六七五、五八〇

二万人以上	四三四、七四二	九八八、八九二	四五二、七四〇	一、〇二八、〇五六	三六六、七五〇	八三二、一三六
-------	---------	---------	---------	-----------	---------	---------

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

投票区 の選挙人の数	区市町村		区		市		町村	
	投票日		平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満			円 一一、八五九	円 一三、七六九	円 一四、三一六	円 一五、四〇八	円 一二、〇五〇	円 一二、九六〇
五百人以上千人未満			一一五、一二五	一六、二二七	一六、五八二	一七、八五六	一四、三一六	一五、四〇八
千人以上二千人未満			一八、一一一	一九、三八五	一九、五六八	二一、〇二四	一六、九四二	一八、二二六
二千人以上三千人未満			一八、九二〇	二〇、一九四	一九、五六八	二一、〇二四	一九、二〇八	二〇、六六四
三千人以上五千人未満			二一、五四六	二三、〇〇二	二四、四六〇	二六、二八〇	二一、八三四	二三、四七二
五千人以上一万人未満			二六、〇七八	二七、八九八	二六、七二六	二八、七二八	二四、一〇〇	二五、九二〇
一万人以上一万五千人未満			三一、七七九	三三、九六三	三三、八八四	三六、四三二	三〇、八九八	三三、二六四
一万五千人以上二万人未満			四六、一八四	四九、四六〇	五二、〇二二	五六、〇一六	三九、九六二	四三、〇五六
二万人以上			六二、八五五	六七、四〇五	六一、〇七六	六五、八〇八	四九、〇二六	五二、八四八

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

投票区 の選挙人の数	区市町村		区		市		町村	
	投票日		平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満			円 一一、三三〇	円 一二、二四〇	円 一三、五九六	円 一四、六八八	円 一一、三三〇	円 一二、二四〇
五百人以上千人未満			一一三、五九六	一四、六八八	一五、八六二	一七、一三六	一三、五九六	一四、六八八
千人以上二千人未満			一五、八六二	一七、一三六	一八、一二八	一九、五八四	一五、八六二	一七、一三六
二千人以上三千人未満			一五、八六二	一七、一三六	一八、一二八	一九、五八四	一八、一二八	一九、五八四
三千人以上五千人未満			一八、一二八	一九、五八四	二二、六六〇	二四、四八〇	二〇、三九四	二二、〇三二

五千人以上一万人未満	二二、六六〇	二四、四八〇	二四、九二六	二六、九二八	二二、六六〇	二四、四八〇
一万人以上一万五千人未満	二七、一九二	二九、三七六	三一、七二四	三四、二七二	二九、四五八	三一、八二四
一万五千人以上二万人未満	四〇、七八八	四四、〇六四	四九、八五二	五三、八五六	三八、五二二	四一、六一六
二万人以上	五六、六五〇	六一、二〇〇	五八、九一六	六三、六四八	四七、五八六	五一、四〇八

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万三千九百四十一円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千二百三十三円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万四千六百六十六円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千七百四十九円

11 16 (略)

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票区の選挙人の数	投票の翌日	平日	休日
	千人未満		三〇二、九〇〇円
千人以上二千人未満		四二八、二七七	四四二、九三八
二千人以上三千人未満		五四八、九六七	五六七、九七二
三千人以上五千人未満		六六〇、八〇二	六八四、一五一
五千人以上一万人未満		七九五、七六四	八二四、〇〇〇
一万人以上一万五千人未満		一、〇〇四、七七九	一、〇四一、一六〇
一万五千人以上二万人未満		一、二五一、〇五四	一、二九六、六六六
二万人以上三万人未満		一、四一八、二七六	一、四七〇、四〇四

三万人以上	一、五四三、七〇六	一、六〇〇、七二一
-------	-----------	-----------

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の翌日 開票区の選挙人の数	平日	休日
千人未満	二四四、七八二 円	二五四、五五六 円
千人以上二千人未満	三六七、一七三	三八一、八三四
二千人以上三千人未満	四七五、九六五	四九四、九七〇
三千人以上五千人未満	五八四、七五七	六〇八、一〇六
五千人以上一万人未満	七〇七、一四八	七三五、三八四
一万人以上一万五千人未満	九一一、一三三	九四七、五一四
一万五千人以上二万人未満	一、一四二、三一六	一、一八七、九二八
二万人以上三万人未満	一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二
三万人以上	一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日 開票区の選挙人の数	平日	休日
千人未満	三〇九、四一六 円	三一九、二〇八 円
千人以上二千人未満	四三八、〇五一	四五二、七三九
二千人以上三千人未満	五六一、六三七	五八〇、六七七
三千人以上五千人未満	六七六、三六八	六九九、七六〇
五千人以上一万人未満	八一四、五八八	八四二、八七六
一万人以上一万五千人未満	一、〇二九、〇三三	一、〇六五、四八一
一万五千人以上二万人未満	一、二八一、四六二	一、三二七、一五八
二万人以上三万人未満	一、四五三、〇二八	一、五〇五、二五二
三万人以上	一、五八一、七二六	一、六三八、八三六

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数		
千人未満	二五二、二九八 円	二六一、〇九〇 円
千人以上二千人未満	三七六、九四七	三九一、六三五
二千人以上三千人未満	四八八、六三五	五〇七、六七五
三千人以上五千人未満	六〇〇、三二三	六二三、七一五
五千人以上一万人未満	七二五、九七二	七五四、二六〇
一万人以上一万五千人未満	九三五、三八七	九七一、八三五
一万五千人以上二万人未満	一、一七二、七二四	一、二一八、四二〇
二万人以上三万人未満	一、三四〇、二五六	一、三九二、四八〇
三万人以上	一、四六五、九〇五	一、五二三、〇二五

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日	平日	休日
開票区の選挙人の数		
千人未満	五八、一一八 円	二七八、四二〇 円
千人以上二千人未満	六一、一〇四	三九一、五五七
二千人以上三千人未満	七三、〇〇二	五〇一、三六七
三千人以上五千人未満	七六、〇四五	六〇二、三二二
五千人以上一万人未満	八八、六一六	七二五、〇四四
一万人以上一万五千人未満	九三、六四六	九一三、六五九
一万五千人以上二万人未満	一〇八、七三八	一、一三六、八一四
二万人以上三万人未満	一二二、七七二	一、二八七、七一六
三万人以上	一二五、八一一	一、四〇〇、九〇六

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	円 二二〇、三〇二
千人以上二千人未満	三三〇、四五三
二千人以上三千人未満	四二八、三六五
三千人以上五千人未満	五二六、二七七
五千人以上一万人未満	六三六、四二八
一万人以上一万五千人未満	八二〇、〇一三
一万五千人以上二万人未満	一、〇二八、〇七六
二万人以上三万人未満	一、一七四、九四四
三万人以上	一、二八五、〇九五

7 参议院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票区の選挙人の数	投票の翌日	
	平日	休日
千人未満	円 三〇二、九〇〇	円 三一二、六七四
千人以上二千人未満	四二八、二七七	四四二、九三八
二千人以上三千人未満	五四八、九六七	五六七、九七二
三千人以上五千人未満	六六〇、八〇二	六八四、一五一
五千人以上一万人未満	七九五、七六四	八二四、〇〇〇
一万人以上一万五千人未満	一、〇〇四、七七九	一、〇四一、一六〇
一万五千人以上二万人未満	一、二五一、〇五四	一、二九六、六六六
二万人以上三万人未満	一、四一八、二七六	一、四七〇、四〇四
三万人以上	一、五四三、七〇六	一、六〇〇、七二二

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	投票の翌日	
	平日	休日
千人未満	円	円

千人以上二千人未満	二四四、七八二	二五四、五五六
二千人以上三千人未満	三六七、一七三	三八一、八三四
三千人以上五千人未満	四七五、九六五	四九四、九七〇
五千人以上一万人未満	五八四、七五七	六〇八、一〇六
一万人以上一万五千人未満	七〇七、一四八	七三五、三八四
一万五千人以上二万人未満	九一一、一三三	九四七、五一四
二万人以上三万人未満	一、一四二、三一六	一、一八七、九二八
三万人以上	一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二
	一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇

9 参议院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数		
千人未満	三〇九、四一六 円	三一九、二〇八 円
千人以上二千人未満	四三八、〇五一	四五二、七三九
二千人以上三千人未満	五六一、六三七	五八〇、六七七
三千人以上五千人未満	六七六、三六八	六九九、七六〇
五千人以上一万人未満	八一四、五八八	八四二、八七六
一万人以上一万五千人未満	一、〇二九、〇三三	一、〇六五、四八一
一万五千人以上二万人未満	一、二八一、四六二	一、三二七、一五八
二万人以上三万人未満	一、四五三、〇二八	一、五〇五、二五二
三万人以上	一、五八一、七一六	一、六三八、八三六

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数		
千人未満	二五二、二九八 円	二六一、〇九〇 円
千人以上二千人未満	三七六、九四七	三九一、六三五

二千人以上三千人未満	四八八、六三五	五〇七、六七五
三千人以上五千人未満	六〇〇、三二三	六二三、七一五
五千人以上一万人未満	七二五、九七二	七五四、二六〇
一万人以上一万五千人未満	九三五、三八七	九七一、八三五
一万五千人以上二万人未満	一、一七二、七二四	一、二一八、四二〇
二万人以上三万人未満	一、三四〇、二五六	一、三九二、四八〇
三万人以上	一、四六五、九〇五	一、五二三、〇二五

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日の選挙人の数	開票日	
	平日	休日
千人未満	五八、一一八 円	二七八、四二〇 円
千人以上二千人未満	六一、一〇四	三九一、五五七
二千人以上三千人未満	七三、〇〇二	五〇一、三六七
三千人以上五千人未満	七六、〇四五	六〇二、三二二
五千人以上一万人未満	八八、六一六	七二五、〇四四
一万人以上一万五千人未満	九三、六四六	九一三、六五九
一万五千人以上二万人未満	一〇八、七三八	一、一三六、八一四
二万人以上三万人未満	一二二、七七二	一、二八七、七一六
三万人以上	一二五、八一一	一、四〇〇、九〇六

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票日の選挙人の数	金額
千人未満	一一〇、三〇二 円
千人以上二千人未満	三三〇、四五三
二千人以上三千人未満	四二八、三六五
三千人以上五千人未満	五二六、二七七

五千人以上一万人未満	六三六、四二八
一万人以上一万五千人未満	八二〇、〇一三
一万五千人以上二万人未満	一、〇二八、〇七六
二万人以上三万人未満	一、一七四、九四四
三万人以上	一、二八五、〇九五

13 第四条第九項及び第十項の規定は第五項及び第十一項の開票所の事務に従事する者の超過勤務手当費に、同条第十二項の規定は第一項、第三項、第五項、第七項、第九項及び第十一項の開票所の燃料費に、それぞれ準用する。

14 17 (略)

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九〇、〇四七 円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇一、一九七
参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二六六、四六四

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万七千五百二十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十二万七千七百二十円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十三万九千九百八十五円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 (略)

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	金額	
平日	昼間 (午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	六、八六六 円
	夜間 (午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	二三、九六六
休日	二五、三二七	

- 2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千九百九十
八円、休日にあつては一万八千三百五十九円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。
- 3 5 7 (略)

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する
経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人及び世帯数、投票所及
び開票所数並びに地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	円 一七、四五六、三二六	円 一三、四〇二、五六一
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、〇四三、一八三	一六、〇八七、三四三
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二四、四二九、五四二	一八、六八三、九七七
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	二六、七一八、二三一	二〇、三一七、三〇一
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	三〇、三三六、八一〇	二三、一三九、七三五
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	三五、三二一、四九六	二七、〇四七、三六七
	選挙人の数が二百人以上二百五十万人未満のもの	四二、四九六、九五七	三三、〇八二、八五九
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	四六、二九六、二八七	三六、〇一七、七五二
選挙人の数が三百万人以上のもの	六八、六〇九、八四六	五二、〇四三、七七〇	
都道府県の支庁又は地方事務所		四、九四四、三三二	三、八八四、〇四四
認定出先機関		二、六一五、〇〇四	二、〇五六、六二〇
大都市		一〇、六一六、一一三	八、五三九、三二〇
区	選挙人の数が五万人未満のもの	六、一五一、三四〇	五、四二四、二九六
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	七、二〇六、一六九	六、五一四、二〇九
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	八、六六九、四三七	八、〇四七、六四五
	選挙人の数が十五万人以上のもの	一〇、四七三、三五四	九、九五六、八一四
市（大都市を除く。次 項、第三項 及び第七	選挙人の数が三万人未満のもの	三、一六八、五九八	二、八八八、七七六
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、一六五、六八一	三、八三八、二〇七
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	六、三〇六、九八七	五、八〇五、八二八
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	八、九七二、九一三	八、三三〇、〇七三

項において同じ。)	選挙人の数が十五万人以上のもの	一一、〇六四、〇六九	一〇、四二六、九五四
町村	選挙人の数が千人未満のもの	四〇〇、〇四四	三八二、四七八
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	四二四、九一三	四〇七、三四七
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	六三五、七八二	五八七、三〇二
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、一一〇、〇一九	九六二、〇一三
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、七二七、四九八	一、五五二、七四八
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、一三〇、二〇二	一、九〇四、九五六
	選挙人の数が二万人以上のもの	二、六〇七、〇一六	二、三六六、三五八

2 都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が政令で定める地域にある場合においては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	九、七四一、五八八 円	七、七一三、四〇〇 円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、三二二、九九六	八、九七〇、七二五
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一二、九〇四、四〇四	一〇、二二八、〇五〇
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一二、九〇四、四〇四	一〇、二二八、〇五〇
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一三、八九四、七九四	一一、〇五七、三九〇
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一四、四一四、四九七	一一、四八五、三七五
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一五、四〇四、八八七	一二、三一四、七一五
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一五、五八八、五一三	一二、四五七、五三五
選挙人の数が三百万人以上のもの	二〇、三八九、七七三	一六、一三九、九五〇	
都道府県の支庁又は地方事務所	四、四五七、一六三	三、四四二、〇三〇	
認定出先機関	二、二八四、七三七	一、七五六、七二〇	
大都市	九、六七九、九〇八	七、六三三、七八〇	
区	選挙人の数が五万人未満のもの	四、五〇四、二九九	三、七九四、三六三
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、五八〇、七二三	三、九〇五、八七一
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、七三三、五七一	四、一二八、八八七
	選挙人の数が十五万人以上のもの	四、九六二、八四三	四、四六三、四一一

市	選挙人の数が三万人未満のもの	二、二七四、四〇七	一、九九六、九〇五
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二、五五六、一六九	二、二四五、三〇五
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三、七〇七、五一五	三、二二三、一三三
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	五、〇五一、一四四	四、四二五、二四六
	選挙人の数が十五万人以上のもの	五、六〇七、四一六	四、九八七、四一〇
町村	選挙人の数が千人未満のもの	三五四、六五一	三三九、二三九
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三五四、六五一	三三九、二三九
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五四四、七五九	四九八、四三三
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	九四〇、二〇五	七九四、五一九
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、四六五、二九一	一、二九二、八六一
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、七四三、五一八	一、五二〇、五九二
	選挙人の数が二万人以上のもの	二、〇九八、一六九	一、八五九、八三一

3 投票又は開票が日曜日及び土曜日以外の休日に行われる場合においては、次の表に掲げる額を加算する。ただし、前項の場合においては、これらの額及びこれらの額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一、〇八一、三五九 円	八一六、一二〇 円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、二二四、一八〇	九一八、一三五
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一、三六七、〇〇一	一、〇二〇、一五〇
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一、三六七、〇〇一	一、〇二〇、一五〇
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一、三六七、〇〇一	一、〇二〇、一五〇
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一、四八九、四一九	一、二二三、一六五
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一、四八九、四一九	一、二二三、一六五
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一、四八九、四一九	一、二二三、一六五
選挙人の数が三百万人以上のもの	二、四四八、三六〇	一、八三六、二七〇	
都道府県の支庁又は地方事務所	五五〇、八八一	四〇八、〇六〇	
認定出先機関	二六五、二三九	二〇四、〇三〇	
大都市	一、四二九、四八六	一、〇七七、〇一〇	
区	三七二、〇五八	二七四、一四八	

市	選挙人の数が三万人未満のもの	七八、三二八	五八、七四六
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一三七、〇七四	九七、九一〇
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二三四、九八四	一七六、二三八
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三三二、八九四	二五四、五六六
	選挙人の数が十五万人以上のもの	三七二、〇五八	二七四、一四八
町村	選挙人の数が千人未満のもの	―	―
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	―	―
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	―	―
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五八、七四六	三九、一六四
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七八、三二八	五八、七四六
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七八、三二八	五八、七四六
	選挙人の数が二万人以上のもの	七八、三二八	五八、七四六

4 11 (略)

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）抄

（地域手当）

第十一条の三 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 一級地 百分の十八
- 二 二級地 百分の十五
- 三 三級地 百分の十二
- 四 四級地 百分の十
- 五 五級地 百分の六
- 六 六級地 百分の三

3 前項の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

附 則 （平成十七年法律第百十三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（平成二十二年三月三十一日までの間における給与法の適用に関する特例）

第十三条 平成二十二年三月三十一日までの間における次の表の上欄に掲げる給与法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第六項	四号俸	三号俸
	三号俸	二号俸
第八条第七項	四号俸	三号俸
	三号俸	二号俸
	二号俸	一号俸
第十一条の三第三項第一号	百分の十八	百分の十八を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第三項第二号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第三項第三号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第三項第四号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第三項第五号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第三項第六号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の五	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合

○ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十二号）

内閣は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和三十五年法律第百七十九号）第四条第二項、第四項、第六項及び第八項並びに同条第九項及び第十項（これらの規定を同法第五条第十三項において準用する場合を含む。）並びに第十六項、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項及び第三項の規定に基づき、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三十七号）の全部を改正するこの政令を制定する。

(地域加算を行う地域及び割合)

第一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「法」という。)第四条第二項、第四項、第六項及び第八項並びに同条第九項及び第十項(これらの規定を法第五条第十三項において準用する場合を含む。)、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項に規定する政令で定める地域並びにこれらの規定及び同条第三項に規定する政令で定める割合は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の三第一項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に係る同条第二項に規定する割合(同条第一項に規定する人事院規則で定める地域以外の地域については、別表に定める地域及び当該地域に係る割合)とする。

(繰り下げた時間等の端数計算)

第二条 法第四条第三項、第四項、第七項及び第八項に規定する時刻を繰り下げた時間又は時刻を繰り上げた時間(繰下げ及び繰上げの双方を行った場合にあつては、これらを合計した時間)を計算するに当たつては、当該時間に三十分以上一時間未満の端数があるときは一時間に切り上げ、三十分未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(平成二十二年三月三十一日までの間における経過措置)

第二条 平成二十二年三月三十一日までの間における第一条の規定の適用については、「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)附則第十三条の規定により読み替えて適用される一般職の職員の給与に関する法律」と、「別表」とあるのは「附則別表」とする。

附則別表(附則第二条関係)

割合	地域
百分の十	東京都のうち 小金井市
百分の九	神奈川県のうち 逗子市 愛知県のうち 日進市

<p>百分の七</p>	<p>埼玉県のうち 狭山市 千葉県のうち 習志野市 八千代市 神奈川県のうち 津久井郡のうち 藤野町及び城山町</p>
<p>百分の六</p>	<p>埼玉県のうち 蕨市 新座市 富士見市 ふじみ野市 千葉県のうち 我孫子市 東京都のうち 東大和市 神奈川県のうち 伊勢原市 静岡県のうち 裾野市 京都府のうち 長岡京市 大阪府のうち 大東市 大阪狭山市 奈良県のうち 生駒市</p>
<p>百分の四</p>	<p>栃木県のうち 河内郡のうち 上河内町及び河内町 埼玉県のうち 蓮田市 千葉県のうち 鎌ヶ谷市 東京都のうち 東久留米市 羽村市 神奈川県のうち</p>

	<p>座間市 愛知県のうち 尾張旭市 大阪府のうち 松原市 摂津市 兵庫県のうち 高砂市 川西市</p>
<p>百分の三</p>	<p>宮城県のうち 宮城郡のうち利府町 黒川郡のうち富谷町 茨城県のうち つくばみらい市 北相馬郡のうち利根町 栃木県のうち 下都賀郡のうち野木町 群馬県のうち 群馬郡のうち榛名町 埼玉県のうち 深谷市 鳩ヶ谷市 桶川市 北本市 八潮市 幸手市 日高市 吉川市 北足立郡のうち伊奈町 入間郡のうち三芳町及び 毛呂山町 大里郡のうち江南町 北埼玉郡のうち大利根町 南埼玉郡のうち宮代町及び白岡町 北葛飾郡のうち鷺宮町及び 松伏町 千葉県のうち 印旛郡のうち印旛村及び本荻村 山武郡のうち大網白里町 神奈川県のうち 綾瀬市 中郡のうち大磯町及び二宮町 富山県のうち 中新川郡のうち舟橋村 石川県のうち 河北郡のうち内灘町 長野県のうち 塩尻市 愛知県のうち 岩倉市 清須市 北名古屋市 愛知郡のうち東郷町及び長久手町 西春日井郡のうち春日町 海部郡のうち七宝町、美和町、</p>

	甚目寺町、大治町及び蟹江町 三重県のうち 桑名郡のうち木曾岬町 京都府のうち 城陽市 八幡市 乙訓郡のうち大山崎町 相楽郡のうち山城町、加茂町及び精華町 大阪府のうち 三島郡のうち島本町 豊能郡のうち豊能町 泉北郡のうち忠岡町 泉南郡のうち岬町 南河内郡のうち河南町及び千早赤阪村 兵庫県のうち 川辺郡のうち猪名川町 奈良県のうち 御所市 葛城市 生駒郡のうち平群町、三郷町及び安堵町 磯城郡のうち川西町、三宅町及び田原本町 北葛城郡のうち上牧町、広陵町及び河合町 岡山県のうち 御津郡のうち建部町 赤磐郡のうち瀬戸町 広島県のうち 安芸郡のうち府中町 福岡県のうち 大野城市 古賀市 筑紫郡のうち那珂川町 糟屋郡のうち篠栗町、志免町、須恵町、新宮町及び久山町 糸島郡のうち二丈町及び志摩町
備考	この表に掲げる名称は、平成十八年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

別表（第一条関係）

都道府県	地域	割合
宮城県	宮城郡利府町 黒川郡富谷町	百分の三
茨城県	つくばみらい市 北相馬郡利根町	百分の三
栃木県	河内郡上河内町 河内郡河内町	百分の六
	下都賀郡野木町	百分の三
群馬県	群馬郡榛名町	百分の三

埼玉県	ふじみ野市	百分の十二
	狭山市 蕨市 新座市 富士見市	百分の十
	蓮田市	百分の六
	深谷市 鳩ヶ谷市 桶川市 北本市 八潮市 幸手市 日高市 吉川市 北足立郡伊奈町 入間郡三芳町 入間郡毛呂山町 大里郡江南町 北埼玉郡大利根町 南埼玉郡宮代町 南埼玉郡白岡町 北葛飾郡鷺宮町 北葛飾郡松伏町	百分の三
千葉県	我孫子市	百分の十二
	習志野市 八千代市	百分の十
	鎌ヶ谷市	百分の六
	印旛郡印旛村 印旛郡本埜村 山武郡大網白里町	百分の三
東京都	小金井市 東大和市	百分の十
	東久留米市 羽村市	百分の六
神奈川県	逗子市	百分の十五
	伊勢原市 津久井郡藤野町 津久井郡城山町	百分の十
	座間市	百分の六
	綾瀬市 中郡大磯町 中郡二宮町	百分の三
富山県	中新川郡舟橋村	百分の三
石川県	河北郡内灘町	百分の三
長野県	塩尻市	百分の三
静岡県	裾野市	百分の十
愛知県	日進市	百分の十五
	尾張旭市	百分の六
	岩倉市 清須市 北名古屋市 愛知郡東郷町 愛知郡長久手町 西春日井郡春日町 海部郡七宝町 海部郡美和町 海部郡甚目寺町 海部郡大治町 海部郡蟹江町	百分の三
三重県	桑名郡木曾岬町	百分の三
京都府	長岡京市	百分の十二
	城陽市 八幡市 乙訓郡大山崎町 相楽郡山城町 相楽郡加茂町 相楽郡精華町	百分の三
大阪府	大東市 大阪狭山市	百分の十
	松原市 摂津市	百分の六
	三島郡島本町 豊能郡豊能町 泉北郡忠岡町 泉南郡岬町 南河内郡河南町 南河内郡千早赤阪村	百分の三

兵庫 県	高砂市 川西市	百分の六
	川辺郡猪名川町	百分の三
奈良 県	生駒市	百分の六
	御所市 葛城市 生駒郡平群町 生駒郡三郷町 生駒郡安堵町 磯城郡川西町 磯城郡三宅町 磯城郡田原本町	百分の三
	北葛城郡上牧町 北葛城郡広陵町 北葛城郡河合町	
岡山 県	御津郡建部町 赤磐郡瀬戸町	百分の三
広島 県	安芸郡府中町	百分の三
福岡 県	大野城市 古賀市 筑紫郡那珂川町 糟屋郡篠栗町 糟屋郡志免町 糟屋郡須恵町 糟屋郡新宮町 糟屋郡久山	百分の三
	町 糸島郡二丈町 糸島郡志摩町	
備考 この表に掲げる名称は、平成十八年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。		